

令和6年度 いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立進修小学校

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止の基本的考え

「いじめは人として決して許されない行為である。」しかしながら、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る課題であることを認識し、未然防止を第一に「いじめを生まない土壌づくり」への取り組みを、学校と家庭・地域とが連携して進めなければならない。

いじめ問題への対応については、早期発見・早期対応に向けて、児童や保護者との信頼関係を常日頃から培い、学校全体で組織的に取り組むものである。

(2) いじめの基本認識

いじめとは・・・

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

<いじめの態様>

- ・冷やかす・からかい・悪口・脅し
- ・仲間はずれ・集団による無視
- ・軽くぶつかられる
- ・遊ぶふりをして蹴られる、叩かれる
- ・殴られる・蹴られる・ぶつかられる
- ・金品をたかられる・盗まれる・隠される
壊される
- ・恥ずかしいことや危険なこと、嫌なことを
させる
- ・インターネット、SNSによる誹謗中傷 等

<いじめの基本認識>

- ・どの子どもにも、どの学校でも起こり得る。
- ・人権侵害であり、人として許されない。
- ・大人が気づきにくいところで行われることが
多く、発見しにくい。
- ・嫌がらせ、いじわる等、多くの児童生徒が入
れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・繰り返されたり、集中的に行われたりするこ
とにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ・行為の様態により刑罰法規に抵触する。
- ・いじめを助長したり暗黙の了解を与えたりす
る傍観者から、仲裁者への転換を促すことが
重要である。

2 学校の取組方針及び内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対応チーム)について

① 構成員 [校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・該当担任 SC]

- ② 役割
- ・生活指導や人権教育を基本としたいじめの未然防止の為の指導、環境づくり
 - ・いじめ早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての対応
 - ・いじめ事象の調査と早期発見、事案対処のための情報の収集と記録、共有
 - ・再発防止の為の施策
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ・学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

(2) いじめの未然防止のために

いじめは人として決して許される行為ではないという理念のもと、全ての児童が「学校に行きたい。学校は楽しい」と思える学校教育の原点に立ち返る取り組みであると捉える。

- 「いじめは人として許されない行為である」という学校風土づくりを進める。
- 教師と児童・保護者との信頼ある人間関係づくりに取り組む。
- 分かりやすい授業づくり、一人ひとりに居場所がある学級づくりを積極的に行う。
- インターネット上のいじめが、被害者に深刻な傷を与える行為だと理解させる。
- 教師自らが子どもを尊重する言動（呼び捨てをしない。分かりやすい言葉遣い）をとる。
- 保護者・地域へ積極的に学校の情報を発信し、学校教育への理解を深めてもらう取り組みを行う。

(3) いじめの早期発見のために

ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

早期発見の手立て

- ① 定期的実態調査や面談の実施
- ② 保護者との教育相談
- ③ いじめに関する相談窓口の開設の周知
- ④ 日々の観察や児童との積極的な交流（対話・日記・家庭訪問・懇談）

(4) いじめに対する措置のために

迅速で組織的な対応は、保護者からの信頼を得、解決に向けての手段を増やす。いじめを知らせた児童・被害児童の安全確保を最優先し、その保護者も含めて継続的な心身の適切な支援を行うとともに、加害児童及びその保護者への指導、助言を行う。学級・学校集団への働きかけも同時に行う。

- ① 情報キャッチ（いじめ対応チーム招集）
- ② 正確な実態把握 当事者双方・周りの児童からの聞き取り・記録（複数で）
- ③ 指導・支援体制を組む 職員の共通理解・役割分担・関係機関との連携
- ④ 指導と支援 被害者の保護・加害者の意識改善
- ⑤ 保護者との連携 直接会って経過と対策の説明・家庭との連携
- ⑥ 継続的な対応 継続した観察と指導、心の教育の充実
- ⑦ 早急な対応 インターネット上での不適切な書き込み拡散防止のため市教育委員会、関係諸機関への連絡と連携

(5) 重大事態への対処のために

重大事態に対処し、同種の事態発生防止のために、事実関係を明確にするための調査を学校と教育委員会の組織を活用し、速やかに行う。

重大事態とは・・・

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いを認めたとき
（自殺を企図・重大な傷害・金品の重大な被害・精神性疾患の発症など）
- ・長期の欠席（年間 30 日以上又は一定期間連続した欠席）を余儀なくされている疑いを認めたとき
- ・児童・保護者からいじめられて重大事態に陥ったと申し立てがあったとき

- ・ 学校長は重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する。
- ・ 市教育委員会が重大事態かどうかを判断し、重大事態と判断した場合は市長に報告する。

対応方法

学校が調査主体の場合

1 重大事態の調査のための組織設置

- ・ いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。
- ・ 調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係がない構成になっていることに留意する。
- ・ 当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の参加による組織を置く。

2 調査の実施

○いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にする。
- ・ 在籍児童や教職員にも聞き取りを行う。
- ・ いじめられた児童や情報提供してくれた児童を守ることを最優先した調査を行う。

○いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に当たる。
- ・ 在籍児童や教職員にも聞き取りを行う。
- ・ 先行調査資料の再分析を行ったり、新たな調査も必要に応じて行ったりする。

3 いじめを受けた児童・保護者への情報提供

- ・ 適時適切な方法で、経過報告をするなど、情報提供を速やかに行う。
- ・ いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ いじめ調査の情報収集については、いじめられた児童・保護者に情報提供する可能性があることを念頭に置き、調査対象者に説明する等の措置が必要である。

4 市教育委員会を通じて、調査結果を市長に報告

- ・ 学校の調査によって明らかになった事象や経過について報告する。
- ・ 児童・保護者の希望により、いじめを受けた児童の保護者の所見をまとめた文章を添えて報告することもできる。

5 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 最善と思われる方策をとるために、専門機関との連携や、市教育委員会との迅速かつ綿密な情報交換を行う。

6 その他の留意事項

- ・ 児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

- ・不登校事案については、さらに適応指導教室と連携して対応する。
- ・予断のない情報発信やプライバシーへの配慮に留意する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

いじめの予防、防止、解決には、学校だけでなく家庭や地域、教育委員会、関係機関との連携が不可欠である。そのために、日常の教育活動を通して情報交換を活発に行い、課題解決に向けて話し合い、互いの信頼関係を高めておくことが重要である。

(学級懇談会・学校運営協議会・地区懇談会・PTA 役員会など)

- ・学校の情報の発信
(学校便り・学年通信・ホームページなど)
- ・日常の教育活動における双方向の意見交流
(オープンスクール・学校行事・PTA 行事・アンケートによる調査・情報収集と発信など)
- ・地域ネットワークづくり
(見守りボランティア・社会体育・子ども会・民生児童委員会など)

(7) 資料の保管

- ・いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- ・回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- ・いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間保管する。
- ・保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

- 別添 1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
- 別添 2 いじめ防止年間指導計画
- 別添 3 いじめ重大事態発生時の対応の流れ